

猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の積算方法（試行）

1. はじめに

猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用を、「営繕工事における猛暑を考慮した作業不能日数の取扱いに係る運用指針」に定める過去の観測値に基づく作業不能日数により計上するとともに、必要に応じて変更計上するための必要な事項を定めるものである。

2. 猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の算定方法

猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の算定方法は、次式を標準とする。

$$\begin{aligned} \text{猛暑による} &= \text{工事費のうち労務費相当額} \times \frac{\text{作業不能日数(日)}^{\ast 1}}{\text{工期(T)(日)} - \text{作業不能日数(日)}^{\ast 1}} \\ \text{労務費の増加費用} & \times (1 + \text{専門工事業者等の諸経費の率(労務)}) \end{aligned}$$

※1 作業不能日数は、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が 31 以上となった時間を日数換算したものであり、「営繕工事における猛暑を考慮した作業不能日数の取扱いに係る運用指針」による。

なお、工事費のうち労務費相当額の把握が困難な場合には、次により算定することができるものとする。

工事費のうち労務費相当額

$$= \text{労務費相当額算定用の工事価格} \times \text{標準的な労務費構成割合}^{\ast 2}$$

$$= \text{労務費相当額算定用の直接工事費} \times (1 + K^{\ast 3} \div 100) \times \text{標準的な労務費構成割合}^{\ast 2}$$

※2 標準的な労務費構成割合は、表 1 による。

表 1 標準的な労務費構成割合

事務所	倉庫	学校の校舎	その他
8.59%	9.36%	12.25%	9.12%

（出典）「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」

（令和 7 年 12 月 国土交通省 不動産・建設経済局作成、33 頁）

※3 K（労務費相当額算定用の共通費率）は、公共建築工事共通費積算基準の共通費の算定方法によることを基本とする。

3. 猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の工事費用への計上方法

猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用については、直接工事費に加算することとし、その増加費用は、工事価格（工事の全体額）をもとに当該費用を算定し、以下により計上することを基本とする。なお、複数の工事種別がある場合は、主たる工事種別に計上することにより。

種目別内訳書：工事を実施する主要建築物

科目別内訳書：その他

単価名称：猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用

単 位：一式

4. 猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の変更に関する事項

「営繕工事における猛暑を考慮した作業不能日数の取扱いに係る運用指針」に基づき、猛暑による作業不能日数について設計図書を変更した場合、工期を変更した場合又は工事費のうち労務費相当額に変更が生じた場合（工事請負契約書第 25 条（スライド条項）に基づく変更による場合も含む）は、上記 2 に定める方法により、猛暑による労務費の増加費用の算定を行う。

また、この算定は、精算変更時に行うことを基本とする。

5. 猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用のスライド条項適用に関する事項

工事請負契約第 25 条（スライド条項）の規定に基づく請負代金額の変更における猛暑による労務費の増加費用の取り扱いについて、精算変更時にスライド適用後の工事費をもとに猛暑による労務費用を算定することにより、猛暑による労務費の増加費用の変動額に相当する額を含むものとし、スライド額の算定に当たっては、猛暑による労務費の増加費用の変動額は算定しないものとする。

また、スライド額算定時における出来形及び残工事の内訳上の整理においては、猛暑による労務費の増加費用は全額を残工事に計上することとする。